

## 「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」のお知らせ

この度、入札及び契約に係る手続における、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 入札及び契約に係る手続のオンライン化について

「電子調達システム（G E P S）」、「電子入札システム」及び「電子契約システム」を利用する場合は、電子入札・電子契約が可能となっておりますので、積極적으로ご利用下さい。

なお、提出資料に押印を求めている書面についても押印の省略が可能です。押印省略時の処理は下記2（2）のとおりです。

#### 2. オンラインによる申請手続が困難な場合の書面手続きについて （予算決算及び会計令第99条に伴う手続きを含む）

##### （1）押印を省略できる書類

- ①請書
- ②見積書
- ③請求書
- ④その他入札及び契約に係る手続において申請者から提出頂く書類（契約書を除く）

##### （2）押印省略時の措置

押印を省略する場合には、当該書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載して下さい。

※確認のため、記載連絡先には、必要に応じて、こちらからご連絡させて頂く場合がございます。

#### 3. 本件取扱開始日

本取扱いは、令和3年1月1日以降の調達案件について運用開始とします。